# 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

[グループホームみすず第 2 棟] <令和6年9月16日現在>

# 1 事業主体の概要

事業者の名称	社会福祉法人鶯園
法人所在地	岡山県津山市瓜生原326-1
法 人 種 別	社会福祉法人
代表者氏名	小林和彦(こばやし かずひこ)
電話番号	$0\ 8\ 6\ 8 - 2\ 6 - 3\ 1\ 1\ 8$

#### 2 ご利用施設

施設の名称	グループホーム みすず 第2棟
施設の所在地	岡山県津山市瓜生原326-1
管 理 者 名	松本 博邦(まっもと ひろくに)
電 話 番 号	0868-26-3201 • 0868-26-7370
FAX番号	$0\ 8\ 6\ 8 - 2\ 1 - 7\ 1\ 1\ 0$
開設年月日	平成18年10月 1日

## 3 事業の目的と運営方針等

#### (1) 事業の目的

事業所の管理者や従事者が、要介護及び要支援2で認知症の状態にある高齢者に対し可能な限り 自立を目指し必要に応じた援助サービスを行うことを目的とする。

#### (2) 運営方針

共同生活をする上で様々な役割分担を通じて利用者様同士に親しい関係が育つと共に認知症の進行を遅らせることができ、利用者様一人ひとりの自立又は、人間性の回復を目指す。そのことにより、利用者様が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

#### (3) サービスの特徴

地域との結びつきを重視し、関係保険者、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

#### 4 施設の概要

#### (1) 敷地及び建物

敷地面積	4820.00m²
建物構造	木造 1 階建
延べ床面積	205. 41 m <sup>2</sup>
利用定員	9名

#### (2)居室

居室の種類 : 1人部屋 部 屋 数 : 9室

居室の面積 : 89.37 m² (1人あたりの面積=9.93 m²)

## (3) 主な設備

設備の種類 室数など 面積		面積	1人あたりの面積
居室	9	8 9 . 3 7 m <sup>2</sup>	9. 93 m²
食堂兼居間・談話室	1	48. 22 m²	5. 36 m²
浴 室・脱衣室	1	16.70 m²	
便所	2	6.04 m <sup>2</sup>	

# 5 職員体制(主たる職員)

- ○管理者 1名
- ・介護職員、計画作成担当者を兼務することがあります。
- ○計画作成担当者 1名
- ・介護職員、管理者を兼務することがあります。
- ○介護職員 各棟4.2名(常勤換算後の人員数)以上
- ○看護師 当事業所と契約を締結した訪問看護事業所の看護師が、週1回程度 訪問し日常的な健康管理を実施。

#### 6 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
管理者	介護職員、計画作成担当者を兼務することがあります。	4週8休
計画作成者	介護職員、管理者を兼務することがあります。	
介護職員	早出 ( 7:00~16:00)	原則
	日勤 ( 8:30~17:30)	4週8休
	遅勤 ( 9:00~18:00)	
	$(9:00\sim13:00)$	
	$(13:00\sim18:00)$	
	夜勤 (16:00~翌日9:00)	
看護師	当事業所と契約を締結した訪問看護事業所の看護師	
	が、週1回程度訪問し日常的な健康管理を実施。	
備考	活動時間帯(6:00~21:00)	

# 7 サービスの内容

## (1) 法定給付サービス

種	類	内
食	事	・食事は出来るだけ利用者様に役割を持って頂き、利用者様と職員が協同で作成します。また利用者様の好きな時間帯に食堂で食べていただけるように配慮します。 基本的な食事時間:朝食 $7:00\sim8:00$ 昼食 $12:00\sim13:00$ 夕食 $17:30\sim18:30$
排	泄	・利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、必要に応じて交換を行います。
入	浴	・年間を通じて月~日曜日の入浴または清拭を行います。
離床・	• 着替え	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

整容等	・個人の尊厳に配慮し適切な整容が行われるよう援助をします。
清 掃 等	・シーツ交換、寝具の消毒は利用者様に合わせて随時行います。
	・居室等の清掃は自立支援を念頭に置き援助・支援します。
買物	・利用者様の状況に合わせて付添いや代行を行います。
洗濯	・衣類の洗濯は自立支援を念頭に置き援助・支援します。
レクレーシ	・季節の流れを加味した行事・レクリェーションを実施します。
ョン	
健康管理及び	・血圧・体温測定を毎日行い、各利用者様の健康管理に役立てます。
緊急時の対応	・当事業所と契約を締結した訪問看護事業所の看護師が週1回程度訪問
	し、各利用者様の日常的な健康管理に努めます。
	・健康状態が急変するなど必要な場合には、主治医あるいは協力医療機
	関等に責任を持って引き継ぎます。
相談及び援助	(相談窓口) 管理者 松本 博邦
	・利用者様の介護サービス計画が作成されるまでの間についても、当然利用者様がその有
	する能力に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します
	0

#### (2) 法定給付外サービス

サービスの種別	内容
食材の提供	・新鮮な食材で嗜好・季節感を考慮した物を提供します。
理容・美容	・美容院・理容院にお連れ致します(費用は実費を負担)

8 介護 サービス計画作成までのサービス

介護サービス計画が作成されるまでの間、日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを 提供します。

9 利用者様負担金

お支払いいただく利用者様負担金は次のとおりです。

## (1) 法定給付サービス分

介護度	サービス	1日あたり		30日あたり	)		
	費 10 割	利用料(1日	利用料(1日)		利用料 (30 日)		
		1割	2割	3割	1割	2割	3 割
要支援 2	7,490 円	749 円	1,498円	2,247 円	22, 470 円	44,940 円	67,410 円
要介護 1	7,530 円	753 円	1,506円	2,259円	22, 590 円	45, 180 円	67,770 円
要介護 2	7,880 円	788 円	1,576円	2,364 円	23,640 円	47, 280 円	70,920 円
要介護3	8,120円	812 円	1,624 円	2,436 円	24, 360 円	48,720 円	73,080 円
要介護 4	8,280 円	828 円	1,656円	2,484 円	24,840 円	49,680 円	74,520 円
要介護 5	8,450円	845 円	1,690円	2,535 円	25, 350 円	50,700円	76,050 円

①サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として介護負担割合証に記載されている割合 [ 1 割 又 は 2 割 ] に 応 じ て お支払いいただきます。

②保険料の滞納などにより、上記の「利用者様負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額(10割)をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の 払い戻しを受ける手続きが必要となります。

③必要に応じて、初期加算など関係法令に基づいた費用が、下記表の加算額に応じて加算されます。

各種加算:単位	利用米	斗の金額 (日額	į)
	(1割)	(2割)	(3割)
医療連携体制加算 37単位	3 7 円	7 4 円	111円
初期加算(入所後30日間) 30単位	30円	60円	9 0 円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	20円	40円	60円
2 0 単位			
※該当するもののみを算定(6月に1回)			
看取り介護加算			
死去日以前31日~45日以下 72単位	7 2 円	1 4 4 円	2 1 6 円
死去日以前4日~30日以下 144単位	1 4 4 円	288円	4 3 2 円
死去日以前2日又は3日 680単位	680円	1 3 6 0 円	2 0 4 0 円
死去日 1 2 8 0 単位	1280円	2560円	3 8 4 0 円
科学的介護推進体制加算 40単位	4 0 円	80円	1 2 0 円
(1月につき)			
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位	6 円	1 2 円	18円
協力医療機関連携加算 100単位	100円	2 0 0 円	3 0 0 円
退居時情報提供加算 250単位	2 5 0 円	5 0 0 円	7 5 0 円
※ 1 回に限り			
新興感染症等施設医療費 240単位	2 4 0 円	480円	7 2 0 円
※1月に1回、連続する5日を限度とす			
<u>る</u>			

介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)

1 ヶ月あたり総単位数に所定の数を乗じた金額の 1 ~ 3 割をご負担いただきます

(初期加算・看取り介護加算・退居時情報提供加算・新興感染症等施設医療費は適合する場合のみ)

# (2) 法定給付外サービス分

種類	利用者様負担金
食費	1 日 1,000円
管 理 費	(家賃・管理費・光熱水費) 1 日 1,400円
オムツ代	実 費
理美容代	実 費
通院時の交通費	実 費 (タクシー代)
日常生活に要する費用で本	要した費用の実費
人の負担となるもの	

訪問看護の緊急が問題について
 訪問看護ステーション・レモンと医療連携契約をしており、以下の対応の場合には実費が発生致します。
 ① 緊急訪問時(介護報酬相当額)
 30分以内: 4,250円
 30分~60分: 8,300円
 60分~90分: 11,980円
 ※ただし以下の時間は上記の額に下記のとおり割り増しされた額とする。
 夜間(18:00~22:00)/早朝(6:00~8:00)→25%加算深夜(22:00~6:00)→50%加算
 ② 死後の処置: 10,000円

#### (3) 利用者様負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者様負担金の請求書に明細を付して、翌月末日までに利用者様に請求し、利用者様は、翌々月15日までに次のいずれかの方法により支払います。

- □ 現金払い
- □ 金融機関口座からの自動引き落とし ※別途手続きが必要です。
- □ 金融機関振込

※手数料は、利用者様の負担となります。

《振込口座》

銀行名 中国銀行 津山東支店 口座種別 普通預金

シャカイフクシホウジンウグイスエングループホームミスズ

口座名義 社会福祉法人鶯園グループホームみすず

理事長
小林
和彦

口座番号 1596096

#### (4) 領収書の発行

事業者は、利用者様から利用者様負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

#### (5) 居室の明け渡し

契約が終了するときは、利用者様負担金を支払いの上、契約終了日までに居室を明け渡していただきます。契約終了日までに居室を明け渡さない場合、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の利用者様負担金をお支払いいただきます。

#### 10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活
	介護事業所グループホームみすず消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との	障がい者支援施設みすず荘と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約
協力関係	束しています。
平常時の	別途定める「認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活
訓練等	介護事業所グループホームみすず消防計画」にのっとり年2回昼間及び夜間を想
防災設備	定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。

設備名称	設置数						
スプリンクラー	1 4						
消火器	2						
自動火災報知機	1 6						
誘導灯	2						
非常灯	3						
カーテンは防炎性能のあるも	っのを使用しております。						

#### 11 医療体制

(1)協力医療機関

① 医療機関の名称 医療法人清風会 日本原病院

所 在 地 岡山県津山市日本原352

電 話 番 号 0868-36-3311

診療科 内科·神経内科

② 医療機関の名称 医療法人平野同仁会 総合病院津山第一病院

所 在 地 岡山県津山市中島438

電 話 番 号 0868-28-2211

診療科 内科(その他総合診療)

③医療機関の名称 かんざき歯科医院

所 在 地 岡山県津山市西吉田39-3

電 話 番 号 0868-26-2770

診療科 歯科

(2)支援施設

施 設 名 社会福祉法人鶯園

障がい者支援施設 みすず荘

所 在 地 岡山県津山市瓜生原326-1(同一敷地内)

電 話 番 号 0868-26-3118

(3) 夜間緊急時の連絡と対応について

当事業所の夜間緊急時の連絡・対応マニュアルによって適切に連絡を行います。

(4)協力医療機関・訪問看護事業所との連携体制

当事業所は上記の医療機関及び契約を締結した訪問看護事業所との連携により、 365日、24時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応するこ とが出来る体制をとっています。

#### 12 重度化した場合における対応に係る指針

#### (1) 指針

当事業所では、利用者様が家庭的な環境のもとで、それぞれの能力に応じて出来るだけ自立して、尊厳を保って、かつその方らしく生活できることを目指して運営させて頂いておりますが、利用者様の身体状況の急激な変化や既往歴の悪化により、病状が不安定になる可能性があります。そのように身体状況が重度化した場合においても、当事業所は医師、看護師との連携を図り、適切な対応により、利用者様とご家族の方々に安心して頂けるよう出来る限りの体制を確保します。また当事業所内で重度化し看取り期を迎える時は、可能な限りにおいて、支援させて頂きます。またこの場合、

当事業所は、ご家族が利用者様に寄り添い、職員と協力して看取りケアが出来るように配慮します。

(2) 入院期間中における費用

利用者様が、入院をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、管理費にあたる1,400円とします。

- (3)看取りに関する指針
  - I. 看取りに関する考え方

看取り介護とは、近い将来死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的 苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実し、かつ納得 して生きることができるように援助することであり、利用者様の尊厳に十分配慮しなが ら終末期の介護についておこなうことと考えます。

Ⅱ.終末期にたどる経過とそれに応じた介護の考え方

①主治医により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと 判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断された対象者につき、主治医よ り利用者様またはご家族にその判断内容を説明し、終末期を当事業所で介護を受けて過 ごすことを希望された場合に看取り介護に関する計画を作成し実施します。

- ②主治医よりの説明
  - i) 主治医が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、管理者を通じ、当該利用者様の家族に連絡をとり、日時を定めて、主治医よりご家族へ説明を行います。この際施設で出来る看取りの体制を示します。
  - ii) この説明を受けた上で、ご家族は利用者様が当事業所で看取り介護を受けるか、 医療機関に入院するか選択することが出来ます。医療機関入院を希望する場合は、 入院に向けた支援を行います。
- Ⅲ. 看取りに際して行いうる医療行為の選択肢

看利用者様の身体状況により、点滴、吸引等が必要になった場合、医師、看護師に確認のうえ判断していきます。その場合、ご家族に対して連絡し、承諾のうえ実施していきます。

- Ⅳ. 医師や医療機関との連携体制
  - ・利用者様の日常的な管理のため、当事業所が契約を締結した訪問看護事業所の看護 師が週に一回、利用者様の健康確認を行います。
  - ・病状の変化などに伴う緊急時の対応については看護師が主治医との連絡をとり判断します。夜間においては夜勤者が夜間緊急連絡体制に基づき看護師と連絡をとって緊急対応を行います。
- V. 利用者等への情報提供及び意思確認の方法

当事業所は、入所日に利用者様及びご家族に対して、当事業所における本指針の内容を説明した上で別紙の「重度化時対応においての確認書」及び「急変時においての確認書に沿って重度化対応及び看取りについて、利用者様及びご家族の方と話し合います。その上で利用者様が重度化時及び急変時にどの様な対応を希望するか意思確認をさせて頂きます。その後、意思内容に変更があった場合には、当事業所は変更を常時受け付けます。

VI. 家族等への心理的支援に関する考え方

時間経過や症状変化に伴い、利用者様、ご家族の思いが揺れ動いた場合にも、いつでも思いを伝えられるように、常にコミュニケーションを取るように努めます。ご家

族の不安を出来るだけ少なくするため、身体機能の低下やプロセスなどを分かり易く 説明し、不安を募らせることがないようにします。職員がご家族と気持ちを共に分か ち合うこと、共に利用者様を支えることをご家族に伝えます。

- WI. 看取り介護を受ける利用者に対して職員が取るべき具体的な対応の方法
  - ①環境整備

ご家族が気兼ねなく付き添い、利用者様と最後の時間を過ごせるように、配慮します。室温調整や採光、換気などの環境整備に注意し、最後の時を安楽にゆったりと迎えるための環境を整えていきます。

② 栄養·食事

食事・水分摂取量の確認を行い、食事形態にも配慮し、利用者様の状態に応じた食 事の提供や好みの食事等の提供を行います。

③ 清 潔

常に清潔が保てるよう、負担がかからない程度に入浴、清拭などを行います。利用者様の身体状況を確認しながら、適切な方法で清潔を保ちます。

④ 排 泄

食事・水分摂取量と尿量・排便量を確認し、状態により下剤等を服用して頂きます。

⑤疼痛緩和

利用者様の状態に応じて、安楽な体位を工夫や体位変換やマッサージをします。

⑥精神的支援

利用者様の不安や苦痛を取り除くため、出来るだけ一人にしないようにします。 手を握る、体をマッサージするなど、声掛けを十分にとり、寄り添うことを重視しま す。特に、精神的な支援については、人生の大半を共に暮らしたご家族から受けると ころが大きいため、ご家族とも十分に話し合いをしていきます。

- (4)看取り介護の実施
  - i) 家族が当事業所内で看取り介護を行うことを希望した場合は、介護支援専門員は職員と協働して看取り介護の計画を作成します。
  - ii)看取り介護を行う際は、定期的にご家族へ状態説明を行います。
  - iii)当事業所の全職員は、利用者様が尊厳を持つ一人の人間として、安らかな死 を迎えることが出来るように、利用者様またはご家族の支えともなり得る身体的、 精神的支援に努めます。
- IV. 看取り介護に係る費用

看取り加算を実施した場合、看取り加算費用として、死亡日以前31日~45日以下に対しては1日72円、死亡日以前4日~30日に対しては1日144円 死亡日以前2日又は3日に対しては1日680円 死亡日に対しては1日1280円の自己負担金が必要です。

- 13 相談窓口、苦情対応
  - ★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

《当事業所ご利用相談室》

受付責任者 難波 佳子

ご利用時間 毎日午前9時~午後5時

ご利用方法 電話 0868-26-7370

面接 上記時間においでください。

## ご意見箱(介護職員室前に設置)

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

11.3/34/34/-4-1 (01/3/-1/34)	ALCAOV CURT CUX CCX 7.								
津山市	所在地 岡山県津山市山北520								
高齢介護課	電話番号 0868-32-2070								
	〈開庁時間>								
	月~木曜日(8:30~17:15)								
	金曜日 (窓口は19:00まで)								
岡山県	〒 700-8568								
国民健康保険団体連合	岡山県岡山市北区桑田町17番5号								
会	TEL:086-223-8811								
	FAX:086-223-9109								
岡山県社会福祉協議会	岡山市北区南方2丁目13-1(旧国立岡山病院跡)								
岡山県運営適正化委員会	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館1階								
	総合管理室								
	TEL. 086-227-2666 FAX. 086-227-2667								
	E-mail: info@kirameki-plz.com								

## 14 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

15 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来	訪	•	面	会	来	訪	者	は	`	必	ず	そ	$\mathcal{O}$	都	度	面	会	簿	に	記	入	L	て	<	だ	さ	い	0		面
					会	時	間	は	`	他	$\mathcal{O}$	利	用	者	様	$\mathcal{O}$	迷	惑	$\mathcal{O}$	掛	カュ	6	な	11	時	間	帯	0		
外	出	•	外	泊	外	泊	•	外	出	$\bigcirc$	際	に	は	必	ず	行	き	先	と	帰	宅	時	間	を	職	員	に	申	出	て
					<	だ	さ	١,	0																					
居	室	•	設	備		施	設	内	$\mathcal{O}$	居	室	Þ	設	備	`	器	具	は	本	来	Ø	用	法	に	し	た	が	つ	て	_,
•	器	具	$\mathcal{O}$	利	利	用	下	さ	11	0	۲	れ	に	反	L	た	<u>_</u> "	利	用	に	ょ	ŋ	破	損	等	が	生	ľ	た	場
用					合	`	賠	償	L	て	11	た	だ	<	۲	لح	が	٣,	ざ	٧,	ま	す	0							
居	室	Ø	明	け		契	約	が	終	了	す	る	場	合	に	お	<i>\</i> \	て	`	利	用	者	様	は	`	す	で	に	実	施
渡	L				さ	れ	た	サ	_	F.	ス	に	対	す	る	利	用	料	金	支	払	٧,	義	務	及	び	上	記	に	基
					づ	<	義	務	を	履	行	l	た	上	で	居	室	を	明	け	渡	L	て	1	た	だ	き	ま	す	0
					£	L	,	契	約	終	了	日	ま	で	に	居	室	を	明	け	渡	さ	な	1	場	合	又	は	上	記
					0)	義	務	を	履	行	L	な	١,	場	合	に	は	`	本	来	$\mathcal{O}$	契	約	終	了	日	$\mathcal{O}$	캪	日	カュ
					ら	現	実	に	居	室	が	明	け	渡	さ	れ	た	日	ま	で	$\mathcal{O}$	期	間	に	係	る	所	定	料	金
					を	当	施	設	に	支	払	つ	て	١,١	た	だ	き	ま	す	0										
所	持	品	$\mathcal{O}$	管		貴	重	品	$\mathcal{O}$	お	持	ち	込	み	は	٦,	遠	慮	<	だ	さ	<i>\</i> \	0	紛	失	さ	れ	た	場	合
理					責	任	を	負	11	カュ	ね	ま	す	$\mathcal{O}$	で	٣	了	承	<	だ	さ	11	0							
					衣	服	等	は	季	節	に	ょ	り	`	入	れ	替	え	を	お	願	<i>\</i> \	<i>\</i> \	た	L	ま	す	0		
喫	煙	•	飲	酒	喫	煙	は	決	め	5	れ	た	場	所	以	外	で	は	お	断	ŋ	し	ま	す	0	飲	酒	は	相	談
					に	応	じ	て	対	応	L	ま	す	0																

迷惑行為等		騒	苔	等	佃	$\mathcal{O}$	和	用	老	様	$\mathcal{O}$	米	或	1.7	ナト	ろ	行	為	14	~n	请	庸	願	· 1/1	丰	
YE VE 11 WA 44	す																									
				て							\J.:J	) 11	7 🖰	140	<b>V</b> )	/口	#	77	, _	<u>-1/-</u>	.,	/ \	.)	<i>'</i> &	•	6
現金等の管	大				_			_			う	に	お	願	٧١	٧١	た	し	ま	す	0	紛	失	さ	れ	た
理	場	合	責	任	は	負	٧,	カュ	ね	ま	す	$\mathcal{O}$	で		了	承	<	だ	さ	٧V	0					
宗教活動・	施	設	内	で	他	の	入	居	者	に	対	す	る	宗	教	活	動	及	び	政	治	活	動	は	<u>_</u> "	遠
政治活動	慮	<	だ	さ	1	0																				
動物の飼育	施	設	内	$\sim$	$\mathcal{O}$	~	ツ	<u>۲</u>	の	持	ち	込	み	及	び	餇	育	は	お	断	り	し	ま	す	0	
身体拘束		利	用	者	様	又	は	他	$\mathcal{O}$	利	用	者	様	等	Ø	生	命	ŧ	L	<	は	身	体	を	保	護
	す	る	た	め	緊	急	Þ	む	を	得	な	<i>\\</i>	場	合	に	は	`	隔	離	`	身	体	拘	束	`	薬
	剤	投	与	`	そ	0)	他	0)	方	法	に	ょ	り	利	用	者	様	$\mathcal{O}$	行	動	を	制	限	さ	せ	て
	頂	<	۲	と	が	あ	り	ま	す	0	(	٦	$\mathcal{O}$	ょ	う	な	対	処	を	行	う	場	合	は	`	利
	用	者	様	ŧ	し	<	は		家	族	等	に	対	L	事	前	に	行	動	制	限	0)	根	拠	`	内
	容	`	見	込	ま	れ	る	期	間	に	つ	ζ,	て	十	分	説	明	L	ま	す	)					
個人情報		+	_	ビ	フ	<del>1</del> 17	业	耂	$\triangle$	議	华	1.7	t:	1.1	7	£ii	<b>H</b>	耂	烂	774	アド	<b>≻</b> 11	宏	族	$\sigma$	(E)
	人																									
	フォ		平区	4	Л	۷.	ج)	<i>*100</i> 3		14	`	(X)	6)	//-		W	又	Ħ	(_	4	9	l+1	尽	~	1ব	4
健康管理体	1		ル	_	プ	ホ	_	ム	は	生	活	<i>(</i> )	場	で	あ	り	`	病	院	لح	同	様	の	治	療	は
制	出																									
	2	日	中	を	始	め	`	夜	間	t	医	師	及	び	看	護	師	は	勤	務	L	て	٧,	ま	せ	
	$\lambda$	0	利	用	者	様	$\mathcal{O}$	病	状	が	急	に	悪	化	L	た	場	合	,	か	カュ	ŋ	つ	け	医	
	訪	問	看	護	師	$\mathcal{O}$	判	断	で	緊	急	に	病	院	$\sim$	搬	送	を	行	う	場	合	が	あ	り	ま
	す	0																								
	3	病	院	^	$\mathcal{O}$	受	診	の	際	は	`		家	族	対	応	に	て	お	願	<i>\</i> \	し	ま	す	0	
予測される	1	身	体	拘	東	は	原	則	と	L	て	行	な	11	ま	せ	$\lambda$	0	$\mathcal{L}$	$\bigcirc$	た	め	転	倒	•	
危険性	転	落	に	ょ	る	事	故	0)	可	能	性	が	あ	り	ま	す	0	例	え	ば	`	歩	行	時		$\mathcal{O}$
	転	倒	`	ベ	ツ	ド	P	椅	子	カュ	5	$\mathcal{O}$	転	落	等	に	ょ	る	骨	折	•	外	傷		$\mathcal{O}$	恐
	れ						-																			
	2														Þ	咳	P	<	L	や	み	等	で	£	容	
	易															,	_	-\	,	.fl.	, , ,					
				薬												Ш.	圧	P	Ш.	糖	値	0)	変		動	が
	生															<del>دای</del> دا		<b>-</b>	-	<b>=</b> 11	<del>4</del> 44	2.9	.1.		4	
	4										`	少	L	(/)	摩	憏	<i>C</i> ,	表	戊	刻	雕	カュ	出	米	40	
	す										,		中立	<b>#</b>	$\sigma$	<del> </del>	採	~;	+;	_	<b>-</b>	<b>,</b>		₼	ᅮ	
	<u>Б</u>																1美	C.	め	つ	(	Ъ	`	伩	Γ	
	出																æ	合	HAn	た	名行	7,	; <b>7</b>	オへ	+	
	6 が																									ま
	オ		1		`	以	· 기기	-	以	叺	•	王	心	V	/已	吹	工	11-	回	ν.	1/\	心	<b>'</b>	נא	9	4
	7		齢	者	で	あ	ろ	<u></u>	上	K	ŀ	n		湖	B	ų,	臓	$\mathcal{O}$	疾	患	笙	l.	ŀ	Ŋ		
	急																					,_	6	,	`	
	\D\	又		_	\U\c	フロ		ス	1111	フロ	'n	ĄU	٦,	~//J	口	Ö	W	.)	4	7	0					

令和	年	月	日		
			・介護予防認知症対応型共同生活介護†を受け、その内容について十分理解した		当
<説	明者>				
<u>所</u>	属				
<u>氏</u>	名		卸_		
<利,	用者様>				
<u>住</u>	所				
<u>氏</u>	名		戶		
<利,	用者様代理	里人>			
<u>住</u>	所				
<u>氏</u>	名		即		
必要は	こ応じて	個人情報	段を関係機関に情報提供すること	に同意します。	
<利,	用者様>				
<u>住</u>	所				
氏	名		戶		
<利	用者様代理	里人>			
<u>住</u>	所				

印

氏 名